

無線局運用規則の関連告示の一部改正について

社団法人 全国船舶無線工事協会

総務省告示第 215 号（平成 22 年 5 月 28 日）

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号（無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件）の一部を次のように改正する。（傍線部分が変更部分）

新	旧
<p>通信の特例</p> <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を次のように定める。</p> <p>一～七（略）</p> <p><u>八 呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代わりに当該船舶局のある船舶の船名（船名が不明であるときは、当該船舶の進行方向及び速力並びに付近の航路標識との位置関係その他の当該船舶を特定できる事項）を送信することができる。</u></p> <p>九 前各項に定めるほか、特殊な通信方法を必要とする無線局にあっては、総務大臣が別に承認した方法により、通信を行うことができる。</p>	<p>通信の特例</p> <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を次のように定める。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 前各項に定めるほか、特殊な通信方法を必要とする無線局にあっては、総務大臣が別に承認した方法により、通信を行うことができる。</p>

総務省告示第 216 号（平成 22 年 5 月 28 日）

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正する。（傍線部分が変更部分）

新	旧																								
<p>海上移動業務に使用する電波の使用区分</p> <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定める。</p> <p>一 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 30,005kHz 以上の周波数</p> <p>ア 40MHz 未満の周波数</p> <p>イ 無線通信規則付録第 18 号の表に掲げるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">使用電波の型式及び周波数</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">チャンネルの番号</th> <th style="width: 40%;">呼出し、応答及び準備信号の送信</th> <th style="width: 40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">F3E</td> <td style="text-align: center;">F3E</td> </tr> <tr> <td>1～12、60～72</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用電波の型式及び周波数			チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他		F3E	F3E	1～12、60～72	(略)	(略)	<p>海上移動業務に使用する電波の使用区分</p> <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定める。</p> <p>一 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 30,005kHz 以上の周波数</p> <p>ア 40MHz 未満の周波数</p> <p>イ 無線通信規則付録第 18 号の表に掲げるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">使用電波の型式及び周波数</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">チャンネルの番号</th> <th style="width: 40%;">呼出し、応答及び準備信号の送信</th> <th style="width: 40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">F3E</td> <td style="text-align: center;">F3E</td> </tr> <tr> <td>1～12、60～72</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用電波の型式及び周波数			チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他		F3E	F3E	1～12、60～72	(略)	(略)
使用電波の型式及び周波数																									
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他																							
	F3E	F3E																							
1～12、60～72	(略)	(略)																							
使用電波の型式及び周波数																									
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	その他																							
	F3E	F3E																							
1～12、60～72	(略)	(略)																							

13	<u>156.65(9)</u>	156.65(10)	13	<u>156.65(9)(10)</u>	156.65(10)
14～28、73～88	(略)	(略)	14～28、73～88	(略)	(略)
注1～8 (略) 9 (9)は、156.8MHz の周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。 10 (10)は、海上保安庁の無線局と通信を行う場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。			注1～8 (略) 9 (9)は、156.8MHz の周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。 10 (10)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。		
11～17 (略)			11～17 (略)		

総務省告示第 217 号 (平成 22 年 5 月 28 日)

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百七条及び第百八条の規定に基づき、平成十四年総務省告示第二百三号(海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件)の一部を次のように改正する。

新	旧																		
<p>海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百七条及び第百八条の規定に基づき、海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を次のように定める。 無線航行陸上局 (1) ロラン C によるもの</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新島</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>慶佐次</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>十勝太</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(2) レーダーによるもの <u>156.65MHz(1)</u> 注1 (1)は、船舶局と無線航行陸上局との間において呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信を行う場合に使用することができる。 2 (2)は、船舶局と無線航行陸上局との間において呼出し、応答及び準備信号を行う場合に使用することができる。</p>	名称	(略)	新島	(略)	慶佐次	(略)	十勝太	(略)	<p>海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百七条及び第百八条の規定に基づき、海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を次のように定める。 無線航行陸上局 (1) ロラン C によるもの</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新島</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>慶佐次</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>南鳥島</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>十勝太</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(2) レーダーによるもの <u>156.65MHz(2)</u> 注1 (1)は、船舶局と無線航行陸上局との間において呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信を行う場合に使用することができる。 2 (2)は、船舶局と無線航行陸上局との間において呼出し、応答及び準備信号を行う場合に使用することができる。</p>	名称	(略)	新島	(略)	慶佐次	(略)	南鳥島	(略)	十勝太	(略)
名称	(略)																		
新島	(略)																		
慶佐次	(略)																		
十勝太	(略)																		
名称	(略)																		
新島	(略)																		
慶佐次	(略)																		
南鳥島	(略)																		
十勝太	(略)																		